重要事項説明

訪問看護・介護予防訪問看護・訪問看護療養費サービス（以下、訪問看護サービスという）の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 条及び健康保険法第 88 条に基づいて、当事業所がご利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

１）事業者概要

事業者名称	医療法人社団カタクリ会
主たる事務所の所在地	練馬区高野台 5－32－12
法人種別	医療法人社団
代表者	結城善彦
電話番号	03－5393－6201
介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている事業所名	石神井訪問看護ステーション
指定番号	1362090100
介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅介護サービスの種別	訪問看護 介護予防訪問看護

2）ご利用の事業所

名称	石神井訪問看護ステーション
指定番号	1362090100
所在地	〒177－0041　練馬区石神井町 2－32－8
電話番号	03－3995－8752

3）事業目的・運営の方針

1：事業目的

ご病気や怪我等により外出や通院が困難なご利用者の皆様に対して、家庭における継続した療養生活を送る上での支援が必要不可欠な方及び、かかりつけ医が訪問看護の必要性を認めたご利用者に対して適正な訪問看護サービスを提供する。

2：運営の方針

石神井訪問看護ステーション（以下、当事業所という。）の看護師、理学療法士又は作業療法士若しくは言語聴覚士（以下、理学療法士等という）は、ご利用者の心身の特性を踏まえ、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営めるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して専門的な立場で援助をする。事業の実施に当っては、地域包括支援センター、居宅支援事業所、在宅療養支援診療所、区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的な訪問看護サービスの提供に努める。

3：当事業所の取り組み

「高齢者虐待防止の為の指針」「暴力行為対策マニュアル」「BCP の取り組みについて」をホームページにて掲載しております。

4）当事業所の職員体制

- 管理者　常勤１名　看護師　３名以上
- 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士（理学療法士等）
  適当数

5）営業日・営業時間

1：営業日　　月曜日から金曜日

（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）

2：営業時間　9 時から 18 時まで

6）実施地域

実施地域は練馬区下記地域となります。

石神井町全域、　三原台全域、　高野台全域、　谷原全域、　南田中二～五丁目

下石神井一・二・三・五・六丁目、　石神井台一～三丁目、

東大泉一・二・三・五丁目、大泉町二・四・五・六丁目、

土支田一～三丁目、　　高松三～六丁目、　光が丘六・七丁目、

富士見台二～四丁目、

7）提供するサービス

1：当事業所の看護師、理学療法士等は、ご利用者の心身の特性を踏まえ、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活が営めるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の回復を目指して専門的な立場で援助をおこないます。

(1)　健康状態・病状の観察

(2)　清拭・洗髪等による清潔の保持

(3)　食事及び排泄等日常生活のお世話

(4)　褥瘡の予防・処置

(5)　リハビリテーション

(6)　ターミナルケア

(7)　認知症患者の看護

(8)　療養生活や介護方法の指導

(9)　カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(11) 介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助

2：訪問看護サービスの提供方法

訪問看護サービスの提供開始に際しては、主治医の訪問看護・介護予防訪問看護指示書（以下、訪問看護指示書という）が必要となります。訪問看護サービスを希望される方は、かかりつけの主治医と相談していただき、ご利用者担当のケアマネジャーに訪問看護希望の意思を伝えて下さい。都合の良い曜日や時間も希望する事ができますのでその旨もあわせて伝えて下さい。担当のケアマネジャーからの連絡を受けて訪問看護の内容や日程を調整します。

当事業所に直接ご相談いただいた場合は、当事業所から担当のケアマネジャーに連絡し調整します。出来る限りご利用者のご意向に添うように努力いたしますが、ご希望に添えない場合は相談の上決定させていただきます。

3：主治医との連携

当事業所は主治医の訪問看護指示書に基づき、訪問看護サービスの提供を行い、毎月主治医に訪問看護報告・計画書を提出いたします。その他病状の変化などがあった場合には、その都度、主治医との緊密な連携をとり訪問看護サービスを実施いたします。

4：在宅療養支援診療所との連携

当事業所は、住み慣れた地域での在宅医療の中心的役割を担う在宅療養支援診療所と密接な連携をはかり、２４時間の診療や訪問看護サービスの提供ができるように努めます。

5：担当の職員

当事業所では、ご利用者について基本的に担当制をとらせていただいております。ご利用者から担当者の変更希望があった場合には、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。また、事業所の諸事情により、担当職員を変更する事がありますが、その場合には、事前にご利用者の了解を得ます。

8）利用料金

1：介護保険適用のご利用者

訪問看護サービスの利用時間単位ごとの利用料金及びその他の費用は以下のとおりです。

利用料金の自己負担額は時間別単位に地域単価（11.40）を乗じた金額の原則として介護保険証の記載により１割又は２割又は３割となります。（各種加算がある場合には規定の単位数を時間別単位に加算します）

①介護予防訪問看護・訪問看護費

利用時間	時間別単位 介護予防訪問看護費	時間別単位 訪問看護費	自己負担額 （介護保険証の 記載により）
２０分未満	303 単位 3,454 円	314 単位 3,579 円	１割又は２割又は３割
３０分未満	451 単位 5,141 円	471 単位 5,369 円	１割又は２割又は３割
３０分以上１時間未満	794 単位 9,051 円	823 単位 9,382 円	１割又は２割又は３割
１時間以上１時間半未満	1090 単位 12,426 円	1128 単位 12,859 円	１割又は２割又は３割
リハビリ１回（20 分）	284 単位 3,237 円	294 単位 3,351 円	１割又は２割又は３割

＊理学療法師等による訪問看護（リハビリ）の内容をご説明しご利用者様の同意を頂戴致します。尚、概ね３ヶ月に１回程度看護師が同行して状況を伺います。

※法令の改正により料金に改定がなされた場合には、改定後の新料金になります。
※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合には、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書および領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。
※２０分未満の訪問看護費は、普段定期的に 20 分以上の訪問を受けている利用者様のみの料金です。
※理学療法士等による訪問看護費は、当ステーションは１回２０分×２回＝で対応させていただきます。

②各種加算料金（訪問看護を提供した場合、法により定められた負担割合表の割合を利用料としてご負担いただきます。）

Ａ：特別管理加算

所定時間別単位に１月につき 250 単位又は 500 単位の加算

A―1：特別管理加算（Ⅰ）

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。

１月につき　500 単位　5,700 円

A―2：特別管理加算（Ⅱ）

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥創の状態等であること。

１月につき　250 単位　2,850 円

Ｂ：ターミナルケア加算

在宅で死亡されたご利用者について、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアをおこなった場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に加算されます。

所定時間別単位に死亡月につき 2500 単位の加算　28,500 円

Ｃ：早朝・夜間・深夜訪問加算

① 居宅サービス計画上又は訪問看護計画上、訪問看護サービス開始時刻が下記の時間帯にある場合にその属する時間帯に応じて加算されます。

② １月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、下記加算があります。

早朝：6 時～8 時 ・・・・・・・・・・・所定時間別単位の 25%加算

夜間：18 時～22 時・・・・・・・・・・・所定時間別単位の 25%加算

深夜：22 時～6 時・・・・・・・・・・・所定時間別単位の 50%加算

D：緊急時訪問看護加算(Ⅱ)

ご利用者又はそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応する体制にあり、緊急に訪問が必要と判断した場合には、計画外の緊急時訪問を必要に応じて実施する場合に算定されます。

1月につき　574 単位の加算　6,543 円

※　緊急時訪問実施の場合は所要時間に応じた訪問看護費が別途かかります。

E：複数名訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）同時に二人の職員が利用者に対し訪問看護を行った場合

30 分未満：254 単位の加算　2,895 円

30 分以上：402 単位の加算　4,582 円

（Ⅱ）看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

30 分未満：201 単位の加算　2,291 円

30 分以上：317 単位の加算　3,613 円

F：長時間訪問看護加算

1 回の時間が 1 時間 30 分を越える訪問看護を行った場合

300 単位の加算　3,420 円

G：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

3 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されている場合

1 回につき 3 単位の加算　34 円

7 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されている場合

1 回につき 6 単位の加算　68 円

H:退院時共同指導加算　　600 単位の加算　　6,840 円 初回加算　（Ⅱ）300 単位の加算　3,420 円 （Ⅰ）350 単位の加算　3,990 円 （退院当日訪問看護をした場合） （この加算は初回月のみの加算となります。）
I:看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）　一定以上の条件でのみ反映される加算です、この加算が発生する場合は再度ご説明に伺い署名捺印を頂きます。 （Ⅰ）　１月につき　550 単位の加算　6,270 円 （Ⅱ）　１月につき　200 単位の加算　2,280 円
J:看護・介護職員連携強化加算 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合加算されます。 月１回限り　250 単位の加算　2,850 円

２：医療保険の適用となる場合

① 介護保険非該当のご利用者

② 介護保険未申請のご利用者

③ 病状の急性憎悪等により主治医が特別指示を行った場合、その指示の日から14 日間は医療保険の適用になります。

④ 末期の悪性腫瘍、その他厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合は医療保険の適用になります。

※　実施時間は１回の訪問につき、30 分から１時間 30 分程度が標準となります。

（利用料金）

訪問看護基本療養費（A）＋訪問看護管理療養費（B）＋各種加算料金（C）の合計にご利用者の健康保険・公費保険の自己負担割合を乗じた額がご利用者様のご負担額となります（自費がある場合はその額が加算されます)。

お持ちの医療保険の種別や公費の受給者票によって自己負担割合がかわってきます。詳細はご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Ａ－１：訪問看護基本療養費（Ⅰ）

週 3 日目まで　5,550 円×訪問日数

週 4 日目以降　6,550 円×訪問日数

Ａ－２：訪問看護基本療養費（Ⅱ）同一建物居住者への訪問看護

高齢者専用賃貸住宅・有料老人ホーム・認知症対応型共同生活介護事業所・介護老人保険施設（特別養護老人ホーム）等の同一建物入居者で通院困難な方への訪問看護

同一日に二人

週 3 日目まで　5,550 円×訪問日数

週 4 日目以降　6,550 円×訪問日数

同一日に三人以上

週 3 日目まで　2,780 円×訪問日数

週 4 日目以降　3,280 円×訪問日数

Ａ－3：訪問看護基本療養費（Ⅲ）

入院中の患者様が在宅療養に備えて一時的に外泊する場合に主治医からの指示書に基づき訪問する場合に算定します。

8,500 円

Ｂ：訪問看護管理療養費（1 日につき）

訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に算定します。

初日

イ、 機能強化型訪問看護管理療養費１　13,230 円

ロ、 機能強化型訪問看護管理療養費２　1,0030 円

機能強化型訪問看護管理療養費 3　8,700 円

ハ、 イ又はロ以外の場合　7,670 円

2 日目以降（ イ、ロ、ハ共通 ）　2,500 円×訪問日数

Ｃ－１：難病等複数回訪問加算

必要に応じて１日に２回以上訪問看護を実施した場合に加算されます。

１日２回訪問の場合　4,500 円×訪問日数の加算

○ 同一建物内 1～2 名（1 名あたり）4,500 円×訪問日数の加算

○ 同一建物内３名以上（1 名あたり）4,000 円×訪問日数の加算

１日３回以上訪問の場合　8,000 円×訪問日数の加算

○ 同一建物内 1～2 名（1 名あたり）8,000 円×訪問日数の加算

○ 同一建物内３名以上（1 名あたり）7,200 円×訪問日数の加算

Ｃ－２：24 時間対応体制加算

　利用者の同意により、利用者又はその家族等から緊急時訪問看護を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合に加算されます。

１月につき　6,520 円

Ｃ－３：緊急訪問看護加算

　緊急の患家の求めに応じて、在宅療養支援診療所の医師の指示により看護師等が訪問した場合

１日につき　月 14 日まで　2,650 円

月 15 日以降　2,000 円

Ｃ－４：特別管理加算

厚生労働省告示第 50 号別表第八の状態で特別な管理を必要とする利用者に加算されます。

・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用されている状態にある方・留置カテーテルを使用されている状態にある方。

１月につき　5,000 円

・ 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・ドレーンチューブを使用している状態にある方・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方・真皮を超える褥創の状態にある方・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている方

・

１月につき　2,500 円

Ｃ－５：退院時共同指導加算

（Ｉ）主治医の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設に入院又は入所中である場合に、退院、退所に当ってその職員とともに利用者又はその看護に当っている者に居宅における療養上必要な指導を行った場合

8,000 円

更に厚生労働大臣の定める状態等にある場合には特別管理指導加算（2,000 円）が加算されます。

（Ⅱ）厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して複数日指導があった場合

16,000 円

この加算は初回月のみ加算されます。

Ｃ－６：訪問看護情報提供療養費

ご利用者の同意を得て、ご利用者の居住地を管轄する区市町村等に対して必要な情報を提供した場合に加算されます。

＊厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合
＊厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該義務教育諸学校に、入学時、転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合
＊保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合

１月につき　　　　1,500 円

Ｃ－７：訪問看護ターミナルケア療養費

1については、在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。
2については、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

訪問看護ターミナルケア療養費１　25,000円

訪問看護ターミナルケア療養費２　10,000円

Ｃ－８：長時間訪問看護加算

　特別管理加算の状態及び、特別訪問看護指示期間中のご利用者に対して 90分を超える訪問看護を実施した場合に週１回を上限として加算されます。

5,200円

Ｃ－９：退院支援指導加算

　厚生労働大臣が定める疾病あるいは状態にあるご利用者が保険医療機関から退院するにあたって、看護師等が、退院日に療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた日に加算されます。
但し、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合においては、死亡日又は再入院する事になった時に算定します。

6,000円

Ｃ－１０：在宅患者連携指導加算

　看護師等がご利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月１回に限り加算されます。

3,000 円

Ｃ－１１：在宅患者緊急時等カンファレンス加算　１回につき　2,000 円

　看護師等が、通院が困難なご利用者の状態の急変に伴い、保健医療機関の保険医の求めにより、その保険医等、歯科訪問診療を実施している歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保健薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同でご利用者様宅に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に月２回に限り加算されます。

Ｃ－１２：複数名訪問看護加算

　特別な管理を必要とする方・特別訪問看護指示期間中の方・末期の悪性腫瘍等の方・暴力行為等が認められる方に加算されます。

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な場合、ご利用者又はそのご家族等の同意を得た場合には、週１回に限り、加算されます。

○　同一建物内 1～2 名（1 名あたり）4,500 円（週１回に限る）

○　同一建物内３名以上（1 名あたり）4,000 円（週１回に限る）

Ｃ－１３：訪問看護療養費の早朝・夜間・深夜の訪問に加算されます。

早朝・夜間加算	(6 時～8 時・18 時～22 時)	2,100 円
深夜加算	(22 時～６時)	4,200 円

Ｃ－１４：訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算されます。 ○　同一建物内 1～2 名（1 名あたり）3,000 円 ○　同一建物内 3 名以上（1 名あたり）2,700 円
Ｃ－１５：看護・介護職員連携強化加算 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合に加算されます。 2,500 円（月１回）
Ｃ－１６：訪問看護医療 DX 情報活用加算 訪問看護ステーションの看護師等がオンライン資格確認等のシステムを通じ利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合加算されます。 50 円（月１回）

3：交通費

介護保険適用のご利用者は、当事業所の通常の事業実施区域内の訪問についての交通費は必要ありません。

実施地域外については１キロメートル当たり 500 円必要となります。

医療保険適用のご利用者は、1 回の訪問につき 1km を越える度に 500 円必要となります。

4：自費

① 1回のサービス提供時間がケアプランに計画された訪問時間を超過し、給付管理の変更が行えない場合30分あたり3,500円

② 入院中の外泊時の訪問は介護保険・医療保険が使えません。介護保険での訪問看護サービス利用料金と同額の自費での負担をお願いします。

③ 死後の処置料については、10,000円となっております。

9）キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止される場合は下記のキャンセル料をいただきます。但し、利用者のご病状の急変など、緊急やむを得ない正当な事情がある場合には不要です。キャンセルのご連絡は9時から18時の時間内にお願いします。

前々日18時までにキャンセルのご連絡あった場合	無料
前日の18時までにキャンセルのご連絡があった場合	利用料金の50%
前日の18時以降のご連絡の場合	利用料金の100%

10）お支払いについて

訪問看護サービスご利用料金は、ご利用者指定の金融機関口座より毎月自動振替によりお支払いいただきます（予め自動振替のお申込が必要となります）。

この自動振替サービスは、サービス料金表記載の金額を基に算定した1ヶ月分の利用料金等の明細書を、翌月25日頃にお手元に郵送致します。利用料のお引落しは、サービスご利用月の翌々月22日となります（金融機関がお休みの場合は翌営業日のお引落しとなります）。お振込み手数料は当施設が全額負担致しま

す。お引落しの名称はＮＫＳカタクリカイ若しくはＮＫＳカタクリホウモンとご指定金融機関通帳に印字されます。記帳の際にご確認下さい。

なお、ご利用料金に関するお問い合わせは、サービス利用明細書がお手元に届いてから 1 週間以内にご連絡下さい。お調べした上で当事業所からご連絡致します。

※入金確認後、領収書を発行致します。

11）苦情等ご相談窓口

当事業所では苦情・相談の窓口としてお客様相談室を設けております。訪問看護サービスのご相談やご要望・苦情等がございましたら、お気軽にご利用下さい。

利用者及び代理人又はご家族からの苦情の申し立てがある場合には、迅速かつ誠実に適切な対応を行います。

石神井訪問看護ステーション お客様相談室	電話番号　03－3995－8752 （担当：田中　治子） 利用時間：9 時～18 時
東京都国民健康保険団体連合会	電話番号　03－6238－0177 （土・日・祝日を除く） 利用時間：9 時～17 時

練馬区保健福祉サービス苦情調整 委員事務局（区役所本庁舎内）	電話番号　03－3993－1344 （土・日・祝日を除く） 利用時間：8 時 30 分～17 時 15 分
地域包括支援センター　一覧	＊第 2 育秀苑：　羽沢 2-8-16 （担当区域：旭ヶ丘、小竹町、羽沢、栄町） 電話番号　03－5912－0523 ＊桜台：桜台 2-2-4 （担当区域：桜台） 電話番号　03－5946-2311 ＊豊玉：豊玉南 3-9-13 （担当区域：中村、中村南、豊玉中、豊玉南） 電話番号　03－3993-1450 ＊練馬：練馬 2-24-3 （担当区域：向山、練馬） 電話番号　03－5984-1706 ：練馬区役所：豊玉北 6-12-1 （担当区域：豊玉上、豊玉北） 電話番号　03－5946-2544 ＊中村橋：貫井 1-9-1 （担当区域：貫井、中村北） 電話番号　03－3577-8815 ＊北町：北町 2-26-1 （担当区域：錦、北町 1～5、　平和台） 電話番号　03－3937-5577 ＊練馬キングス・ガーデン：早宮 2-10-22 （担当区域：氷川台、早宮） 電話番号　03－5399-5347 ＊田柄：田柄 4-12-10 （担当区域：北町 6～8、田柄 1～4） 電話番号　03－3825-2590 ＊練馬高松園：高松 2-9-3 （担当区域：春日町、高松 1～3） 電話番号　03－3926-7871 ＊光が丘：光が丘 2-9-6

	（担当区域：田柄5、光が丘1～5） 電話番号　03－5968-4035 ＊高松：高松6-3-24 （担当区域：高松 4～6、土支田 2・3、光が丘6・7） 電話番号　03－5372-6064
地域包括支援センター　一覧	＊第3育秀苑：土支田1-31-5 （担当区域：旭町、土支田1・4） 電話番号　03－6904-0192 ＊練馬ゆめの木：大泉町2-17-1 （担当区域：谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2） 電話番号　03－3923-0269 ＊高野台：高野台1-7-29 （担当区域：富士見台、高野台 1・2、南田中 1～3） 電話番号　03－5372-6300 ＊石神井：石神井町3-30-26 （担当区域：石神井町1・3～8、石神井台1・3） 電話番号　03－5923-1250 ＊フローラ石神井公園：下石神井3-6-13 （担当区域：南田中4・5、下石神井） 電話番号　03－3996-0330 ＊第二光陽苑：関町北5-7-22 （担当区域：石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5） 電話番号　03－5991-9919

	＊関町：関町南 4-9-28 （担当区域：関町北 1～3、関町南 2～4、立野町） 電話番号　03－3928-5222 ＊上石神井：上石神井 1-6-16 （担当区域：上石神井、関町東 1、関町南 1、上石神井南町、石神井台 4） 電話番号　03－3928-8621 ＊やすらぎミラージュ：大泉町 4-24-7 （担当区域：大泉町） 電話番号　03－5905-1190 ＊大泉北：大泉学園町 4-21-1 （担当区域：大泉学園町 4～9） 電話番号　03－3924-2006 ＊大泉学園：大泉学園町 2-20-21 （担当区域：大泉学園町 1～3、東大泉 1～5） 電話番号　03－5933-0156
地域包括支援センター　一覧	＊南大泉：南大泉 5-26-19 （担当区域：西大泉、西大泉町、南大泉 5・6） 電話番号　03－3923-5556 ＊大泉：東大泉 1-29-1 （担当区域：東大泉 6・7、南大泉 1～4） 電話番号　03－5387-2751

12）個人情報の利用について

訪問看護計画書の作成、サービス担当者会議等でご利用者様及びご家族の個人情報を利用させていただきます。

当事業所では保管している個人情報について、訪問看護の目的並びに担当者会議等への情報開示目的以外には利用しません。

13）緊急時の対応方法

訪問看護サービス実施中に、ご利用者のご病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医への連絡を行い、医師の指示に従って適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等、必要な措置を行います。同時にご家族の緊急連絡先にもご連絡いたします。

14）緊急時の臨時訪問看護について

当事業所では､緊急時の電話による相談対応を24時間体制でとっております。また、お電話で臨時訪問が必要と判断した場合には計画外の臨時訪問看護を適宜実施し適切な処置をします。

この緊急時訪問看護・24 時間連絡体制のサービスを利用し、加算算定にご同意いただいたご利用者の方には、緊急時のご連絡番号を明記した別紙「緊急時のご連絡について」をお渡ししております。夜間・休日・緊急時には遠慮なくご連絡下さい。

なお、緊急時訪問看護・24 時間連絡体制のサービス利用及び当該加算の算定についてのご同意がない場合には、臨時訪問看護等上記の対応ができません。